

春社協収第 地-283 号
平成 27 年 12 月 9 日

春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会
代表 金子 史（幸松放課後児童クラブ） 様

春日部市社会福祉協議会
事務局長 関根 栄治

放課後児童クラブの運営に関する要望書について（回答）

このことについて、別紙のとおり回答します。

2015年度 放課後児童クラブの運営に関する要望書の回答

1. 運営に関する要望

1) 指導員の配置は、従来通りの原則を継承し、新条例を理由に配置基準の変更を行わないでください。

春日部市の従来の指導員配置は、「小規模でも1クラブ複数の正規指導員、児童25名増加毎に正規指導員1名を加配」が原則です。新条例では「2名の支援員の内1名は補助員でも良い」とされていますが、もしこの様な変更が行われれば、明らかに保育の質の低下に当たります。また、児童20名未満のクラブについては、同一敷地内の2つのクラブでの補助員の兼務が認められる記述がありますが、これについても同様です。第5条の2に記述されている通り、「基準を超えて運営されている事業者」については、「基準を理由に運営を低下させる」ことは許されません。

【回答】

指定管理元である春日部市より回答いたします。

2) 土曜日の合同保育について、父母の意見を尊重し、柔軟な対応を行ってください。

少人数時の合同保育については、一時「一律に廃止」となりましたが、昨年度はお盆期間などで一部再開されました。利便性や安全性の点から合同保育に反対する意見もある一方で、合同保育を行ってほしいという意見も多数見受けられます。クラブ毎の環境も異なるため、引き続きニーズと現場状況を勘案した上で、必要な場合は合同保育を実施するなど、柔軟に対応を行ってください。

【回答】

合同保育につきましては、指定管理元との協議により、平成26年1月からは特別な事情が生じた場合を除き、原則として自クラブでの保育を基本としてまいりました。その後の協議においても、学区外のクラブへの送迎時や入室許可クラブ以外での事故等、管理責任の問題から、合同保育の実施は困難との判断をいただいております。しかしながら、他クラブとの交流を希望する声も多くあるため、お盆期間については保護者の同意のもと、クラブ間交流事業を実施している状況になっております。

2. 指導員および保育内容について

1) 指導員の研修について、県外での研修への参加を認め、年間の研修参加件数の制限を無くしてください。

指導員の資質向上のためには、日々の研修が欠かせません。社協では「計画的に研修を実施している」としてはいますが、月1回程度の内部研修がメインであり、県が主催している指導員向けの研修への参加機会は年々減少しています。外部団体が実施する研修への参加をある程度義務化し、外部研修への指導員の自主的な参加に対しても、回数制限の撤廃や参加費の負担など積極的にバックアップしてください。また、県外への研修参加についても、公務としての扱いを認めてください。

【回答】

県などが主催する研修への派遣参加や内部研修等を計画的に実施しております。

2) 業務管理担当者に外部研修の受講を義務付けてください。

新制度の開始に伴い、今年度から「子ども・放課後サポートセンター」が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」への指導員の派遣が始まりました。放課後児童クラブの円滑な管理運営を行うため、指導員の管理指導に当たる社協の担当職員にも、この研修を受講する様、義務付けてください。

また、上記認定資格研修は一度きりの、最も基本となる研修ですが、真に保育レベルの向上を目指すためには、県などが主催する「学童保育研究集会」や「指導員学校」、「実践交流会」などの継続的な受講が必要です。指導員だけではなく、社協担当者にもこれらの研修を継続的に受講する様、業務に組み込んでください。

【回答】

放課後児童支援員認定研修については、受講人数・資格要件等により担当職員の受講義務付けまでは考えておりませんが、状況に応じて対応してまいります。

その他研修については、労務管理等必要な研修には参加しておりますが、内容に応じて対応してまいります。

3) 指導員の給与を改善してください。経験による昇給額を増額し、昇給期間を12年以上に延長してください。

放課後児童クラブ指導員は、子ども達の安全で豊かな放課後生活を保障するという、専門性と責任を要する職種であり、教員や保育士に匹敵する重責を担っています。にもかかわらず、給与面ではそれに見合った待遇を得られておらず、多くの指導員が自身の生活と仕事の継続に困難さを感じているのが実情であり、全国的には「半数以上が3年以内に退職している」というデータもあります。春日部の指導員給与についても、東武沿線の越谷、草加いずれの市よりも低い水準であり、過去においては、春日部の指導員が退職して他地域の指導員や教員、保育士などに転職した事例が多くあります。指導員の多くは経験の浅い状況であり、その指導員が頻繁に離職する状態がここ数年続いています。優秀な人材を確保すると共に、指導員がモチベーションを高く保ちながら長年にわたり従事できる事が、保育内容の充実に直結する重要な要素です。

能力のある指導員の流出を防ぎ、新たに優秀な人材を採用するためにも、指導員の給与のベースアップと共に、経験給のアップおよび加算年数の増加を実施してください。

【回答】

労使協定に基づき対応しております。

4) 管理担当者の現場把握を徹底してください。

放課後児童クラブの各現場において、子どもたちの生活上問題となる点や危険な個所、設備の不足による課題など、多種多様な問題が存在します。指導員からも随時問題提起があるとは思いますが、そうした指摘が無い場合でも、人によって見方が異なる場合や、現場の状況が伝聞からの想像と異なっている事もあります。問題の指摘等の有無に関わらず、全てのクラブにおいて最低でも年度に1～2回は社協および保育課双方の担当者が現場を訪問し、各クラブの状況を確認すると同時に指導員からのヒアリングを行って、現状に対する意思の疎通を徹底してください。

【回答】

その都度、指導員からの報告、相談等を受け、円滑なクラブ運営に努めております。また、必要に応じて、各クラブの巡回を行っております。

5) 父母会の無いクラブにおける父母の交流機会を積極的に設けてください。

県の運営基準には、保護者の運営への参画の重要性と、事業者がこれに協力する事が謳われています。父母会活動への指導員の積極的な協力をお願いします。また、父母会の無いクラブにおいては、指導員が計画を立て、少なくとも年度に数回は父母と指導員が顔を合せ、情報の提供や意見交換、交流などを行う機会を設ける様にしてください。

【回答】

これまでも指導員は父母会の定例会や父母会行事に参加し、協力しております。

父母会は保護者の自主的な組織であり、指導員に指示することは考えておりませんが、一部の保護者

の方から父母会活動が大きな負担になっていると伺っております。

3. その他について

1) 運営連絡会議の内容について、下記の点を改善してください。

「放課後児童クラブ運営連絡会議」は、2010年度から年2回実施されていますが、運営する側と利用する側双方の考え方を説明し合い、より良い運営を目指すため、下記の改善を行ってください。

①放課後児童クラブの運営方針や規則、経費（昨年度の実績と今年度の予算）などについて、保護者に年1回は説明してください。父母会などを通じて出席者以外の保護者にも内容が伝わるよう、印刷された資料を用いての説明をお願いします。

【回答】

入室者に配布されております「放課後児童クラブ案内」や社会福祉協議会の広報紙、ホームページ等によりご案内しております。また、その主な経費は放課後児童クラブの運営に要する指導員等の人件費です。

②指導員の研修内容と参加状況、採用状況と全クラブへの配置状況を保護者に説明してください。

【回答】

県などが主催する研修へ参加を希望する指導員を参加させており、内部研修等につきましても計画的に実施しております。

指導員の配置数は、入室児童数により定められている基準により、施設の運営に支障を来たすことのないよう配置しております。また、各クラブでは指導員が父母会の定例会等で指導員等の配置状況を報告しております。

③指導員も（制限なく）自由に参加し、保護者の意見を直接聞くと共に、指導員の立場で意見を述べる
ことができる会議にしてください。

【回答】

運営連絡会には指導員の代表者が参加しております。

④父母会連絡会の事務局メンバーが参加できる様にしてください。

【回答】

放課後児童クラブ運営連絡会は、当事者である放課後児童クラブに入室している児童の保護者、クラブの設置者である市及び指定管理者である社会福祉協議会が、児童のクラブでの生活について、それぞれの立場での協力体制を築いていくことを目的としておりますので、父母会連絡会の事務局メンバーの参加はご遠慮いただいております。